

ジャパンプラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

2月度理事会報告

チャーリー田川さんの楽しいバンジョーに合わせて全員で歌う 恒例「餅つき新年会」今年も盛大に

ジャパンプラブ2月度の理事会は2月2日(水)午後6時半から日米会々議室において上野会長はじめ11名の理事が出席して行なわれました。議題は主に「餅つき新年会」の最終調整と確認にしばられました。

1) 餅つき新年会について

2月13日に開催の「餅つき新年会」の詳細を打ち合わせ、各担当者を含め全ての決定がなされました。

(記事右と2面に写真があります)

2) その他

- ・ジャパンプラブの今年度(7月迄)の行事と予定日
 - ・ガレージセール 5月21日(土) 予定
 - ・ゴルフ大会 7月31日(日)
 - ・定期総会 7月23日(土)
 昨年と同じバスクコミュニティセンターで開催する予定です
- ・会員更新手続きについて、ほぼ継続会員の手続きは終わりましたがまだ数名の方の申請用紙が届いておりません、お済みにならない方は至急2月末日までにお送りください。

ご質問がありましたら事務局迄お問い合わせください
なお次回の理事会は3月2日(水)午後6時30分より日米会々議室にて開かれます
事務局

**2011年度の会員継続申し込みがまだ済んでいない方は
今月(2月)末日迄に手続きをしてください**

Q. 年金の受け取りに時効があるのですか?

A. 日本の厚生年金法・国民年金法に基づく年金は受給権発生から5年以上経過した部分は消滅時効の対象となり支給されません。たとえば老齢厚生年金は現在60歳支給開始ですが、67歳で請求した場合は、5年前の62歳以降の年金が支給されることになり、60歳～61歳の2年間の年金は支給されません。

ところが、2007年7月に施行された年金時効特例法は、日本年金機構(旧社会保険庁)のミスにより年金保険料の納付記録が訂正された場合、追加して支給される年金については5年の時効を例外的に適用しないというものです。

具体的なケースで見てみましょう。Aさんは年金事務所の窓口で年金記録を確認しましたが、一部年金記録が見つからないまま60歳で老齢厚生年金を請求し、確認できた年金記録のみの老齢年金を受取っていました。その後68歳のとき、かつて働いていた会社名などの情報を思い出した結果、それをきっかけに年金記録が見つかったので追加して年金を請求しました。

年金問題、老後の保険
などに答える Q&A

回答者
市川俊治氏

このようなケースでは、従来は5年以上前の部分は時効で消滅し、5年前の63歳以降の年金しか受取れませんでした。しかし特例法施行後はこの消滅した60歳～62歳の部分も受け取れるようになりました。

ただし、特例法はあくまでも日本年金機構のミスにより不明になっていた年金記録が見つかった人が対象です。本人の年金請求が遅れてそのために5年以上前の部分がもらえなかった人は特例法の対象になりませんので注意してください。会社をいくつかかわった方は年金記録がつながっていない場合があります。また、ごく短い期間しか勤めなかった場合は勤務していたこと自体忘れていたり、これらの方は年金期間が確認できないことがあります。

65歳を過ぎた方が老齢厚生年金を請求する場合、時効の適用を考慮して一部確認できない期間があっても取り急ぎ請求することをお勧めします。後日、加入期間が確認できたとき、追加して請求すればよいわけです。



市川俊治氏にお聞きしたい方は質問をジャパンプラブ事務局迄お寄せください、お取り次ぎいたします。



ジャパングラブ新年会



ジャパングラブ新年会



楽しい伴奏に合わせ参加者も一緒に歌う



ご苦労様、裏方さんも一緒に楽しむ



バンジョー奏者チャーリー田川さんを囲んで全員で(上)



- ・石動領事も力強く杵を振るう(上)
- ・久しぶりの新年会で上野会長もはりきって(右)
- ・チャーリー田川さんと伴奏者、ベースのメアリーさん、フルートのレイさん(左)

写真で見る新年会

4度目のタイ訪の時はO氏の案内でロングステイの候補地として、タイ北部に位置するチェンライへ視察に出かける。チェンライ州では日本人のリタイメントの移住を待ち望んでいる現地のグループに歓待を受けた。

バンコクに戻り、O氏からJ氏を紹介され、現地の日系のゴルフショップとゴルフ&観光ツアーの旅行委託ビジネスも交渉済みになった。

そして5度目の今回は、バンコク市内でロングステイとタイムシェアの対象になる物件を視察に来た。予定では新規のビジネスに投資家を集められたら手始めに、最高級コンドミニアムを購入するつもりでいた。タイなら20~30万ドルで購入出来るだろうと高を括っていた。ところが駅から近く安全で便利な物件の在る高級コンドは、ステュデオでも35万ドルする。2ベッド2バスになると軽く50万ドルを越えた。サイズもサンフランシスコと変わらない広さである。ペントハウスはワンミリオンを超える物件もザラにある。安い安いと思い込んでいたタイの不動産は2~3年の間に鰻登りに値上がっていたのだ。この段階で購入は見直さねばならない。ロングステイ用にマンスリーまたは年間契約可能な物件に視察を振替える。視察が終わり、案内をしてくれた不動産会社の女社長M氏と会食、その席のなかで日本の特別老人介護施設の話が出た。

3-2

「タイランド滞在記」

今井 利和 (文と写真)

第一話「ヘルスチェック&バケーションinタイ」
第二話「タイ旅行記」として7回に分けて連載しました。
今月は第三話-2、来月から第四話と引き続き掲載します。

『日本では特老に入るのに120人待ちとか200人待ちの施設もあるようですわね。看護師さんが一人で5~6人の老人介護をしているらしいけど、ちゃんと世話できているのかしら? ほとんどの老人が痴呆症でしょうから大変。特老に入居できた老人は家族も安心だけど、入れない老人の家族は看護で心身ともに疲弊してんじゃないかしら。これからベビーブーマーが痴呆症になったら、日本はパンクしそう。タイの田舎なら人件費も安し、一人の老人に一人の看護師がつけられるわ。現にタイの老後施設で痴呆症の進行が止まったというデータが最近出たみたいです』『本当ですか、それは凄い。たしかにMさんの言われる通りかもしれません。日本の老人介護は素晴らしいですが、5年もしないうちに今より痴呆症の老人が増え、手に負えなくなるかもしれません。そうすると誰が可哀相かと言うと、特老や普通の老人施設に親を入れられない家族の方々です。高齢化が進み、介護する人も老齢になっているので、疲労困憊して親子心中なんて事にもなりかねないですから』

私はこの時、思った。痴呆症の老人を助けるのではなく、やむなく看護をせねばならない家族の方が、一時でも安らぎを持てる時間を作れるように...悲惨な事件が起こらないように、タイで痴呆症老人の受け入れ施設を準備するべきだと...。ビジネスなのか、ボランティアなのかは問題ではない。そういう二元論を超越したところに私はいま、立っていると自負している...

今井 9/16/10

引き続き4-1を来月から掲載します